

# 国立国際医療研究センターが支出する会費の見直しについて

平成24年4月1日

国立国際医療研究センター（以下、「当センター」という）は、平成24年3月23日 行政改革実行本部通知「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」に基づき、その適正化・透明性を強化する観点から、平成24年度以降、以下の見直しを行うこととし、下記1～3の事項を徹底する。

## 記

### 1. 見直しの基本原則

- 当センターは、法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費（注）の支出は行わない。
- 真に必要な会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれにより得られる便益に見合っているかについて精査する。  
（注）名目の如何を問わず会費に類する支出を含む。

### 2. 会費の見直し・点検

- 当センターは、会費を支出しようとするときは、以下の観点から必要性を厳格に精査し、支出の是非を判断する。
  - ・ 当センターの目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか（特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの）。
  - ・ 当センターに、会費の支出に見合った便益が与えられているか。
  - ・ 会費を支出する場合であっても、金額・口数・種別等が必要最低限のものとなっているか（複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費については集約できないか）。
- 当センターの監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行う。

### 3. 会費支出の公表

- 当センターは、公益法人等に対し会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項を公表する。